

認定医制度規定の施行細則

平成 20 年 10 月一部改訂
平成 22 年 2 月一部改訂
平成 23 年 9 月一部改訂
平成 26 年度 8 月一部改訂

本学会認定医制度の施行に当たり、規程に定められた以外の事項については、つぎの各項の施行細則に従うものとする。

1. 認定申請および審査の期日は下記に従うものとする。
 1. 認定申請は毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までに学会事務局に送るものとする。
 2. 審査は申請の年の 3 月 1 日から 9 月 30 日までに終わるものとする。
 3. 審査の結果はホームページに発表する。

2. 認定手数料は 2009 年より審査料 10,000 円、認定料 20,000 円とする。
既納の手数料は返却しない。
※審査料の支払いについては、申請書類提出後、事務局より届く案内に従って納入する。

3. 認定申請書様式は下記のとおりとする。
 1. 認定医申請書
 2. 履歴書
 3. 推薦書
 4. 業績目録(主たる論文の表紙または学会抄録の表紙の写し 1 編を添付)
 5. 医師免許証写
 6. 教育講演会参加書写
 7. 本学会等参加証写

4. 認定医更新の要件は下記のとおりとする。
 1. 継続して本学会の会員であること。
 2. 学会が定めた過去 5 年間、委員会が指定した教育企画に参加し、下記の所定単位を総合して 50 単位取得した者。ただし内 20 単位は本学会からの単位とする。

単位取得対象企画

本会 単位数

日本消化管学会総会出席者	10
同筆頭演者	5
日本消化管学会教育講演会出席者	5(総会学術集会にて開催)
日本消化管学会教育集会出席者	10

本会以外の企画

本会が指定した関連学会の年次講演会(表①)の出席者	3
同筆頭演者	3
※JDDW(日本消化器関連学会機構)の出席者	6

表①:

	学会名		学会名		学会名
1	日本医学放射線学会	20	日本消化器癌発生学会	39	日本微小循環学会
2	日本医学会総会	21	日本消化器外科学会	40	日本病態栄養学会
3	日本胃癌学会	22	日本消化器がん検診学会	41	日本病態生理学会
4	日本栄養・食糧学会	23	日本消化器内視鏡学会	42	日本病理学会
5	日本炎症・再生医学会	24	日本消化器病学会	43	日本腹部救急医学会
6	日本潰瘍学会	25	日本消化器免疫学会	44	日本プライマリ・ケア連合学会
7	日本化学療法学会	26	日本消化吸収学会	45	日本ヘリコバクター学会
8	日本画像医学会	27	日本小児科学会	46	日本薬理学会
9	日本癌学会	28	日本小児外科学会	47	日本臨床栄養学会
10	日本感染症学会	29	日本静脈経腸栄養学会	48	日本臨床寄生虫学会
11	日本癌治療学会	30	日本食道学会	49	日本臨床外科学会
12	日本気管食道科学会	31	日本神経消化器病学会	50	日本臨床検査医学会
13	日本救急医学会	32	日本成人病生活習慣病学会	51	日本臨床腫瘍学会
14	日本外科学会	33	日本大腸検査学会	52	日本臨床腸内微生物学会
15	日本外科感染症学会	34	日本大腸肛門病学会	53	日本臨床内科医会
16	日本外科系連合学会	35	日本超音波医学会	54	日本臨床微生物学会
17	日本外科代謝栄養学会	36	日本内科学会	55	日本臨床薬理学会
18	日本高齢消化器病学会	37	日本内視鏡外科学会	56	日本老年医学会
19	日本再生医療学会	38	日本人間ドッグ学会		

(五十音順)

認定医制度規定認定医認定基準

1. 規程第8条(認定医の申請資格)および第9条(認定医の認定方法)の条件を満たしていること。
2. 認定資格の3年間に本学会総会(必須)、表①の学会の年次学術集会に合わせて3回以上参加していること。
3. 認定資格の3年間に本学会主催の教育講演会に、1回以上参加していること。
4. 消化器病学に関する学術誌などに、1編以上胃腸病に関する論文、又は学会抄録を發表していること(非筆頭者可、発表年月日は問わない)。